

新市名称応募に係る記念品受賞者一覧表

賞名	氏 名	町名
名付け親賞	モシマ ミツオ 門間 光夫	昭和町
優秀賞	サトウ ヨシヒサ 佐藤 義久	昭和町
優秀賞	ウミヤマ コウジロウ 海山 弘次郎	天王町
優秀賞	トハラ ツキコ 徳原 津喜子	昭和町
優秀賞	ササキ ハツエ 佐々木 初恵	昭和町
優秀賞	ハタケヤマ タダシ 畠山 忠	昭和町
優秀賞	ハタケヤマ ツネコ 畠山 常子	昭和町
優秀賞	ハタケヤマ ケンイチ 畠山 健一	昭和町
優秀賞	フジワラ ヒロコ 藤原 博子	昭和町
優秀賞	コバヤシ トモアキ 小林 友明	昭和町

(敬称略)

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

協議第59号

財産の取扱いについて（財産区の取扱い）

財産区の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
2. 飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 5

協議事項	財産の取扱い	関係項目	財産区の取扱い
調整内容	1. 昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。 2. 飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置する。		

現 況 (明 細 表)

財産区

財産区名 昭和町豊川財産区

- (1) 設置年月日 昭和31年12月 3日
- (2) 議会議員数 10名
- (3) 財産内訳 平成14年度決算

区 分	山 林	原 野	そ の 他	合 計	基 金
面積(m ²)	1,767,800.00			1,767,800.00	10,560千円

財産区名 飯田川町下虻川財産区

- (1) 設置年月日 昭和45年 4月 1日
- (2) 協議員数 13名
- (3) 財産内訳 平成14年度決算

区 分	山 林	原 野	そ の 他	合 計	基 金
面積(m ²)	11,584.00	11,419.00	9,038.53	32,041.53	0

財産区名 飯田川町和田妹川財産区

- (1) 設置年月日 昭和45年 4月 1日
- (2) 協議員数 8名
- (3) 財産内訳 平成14年度決算

区 分	山 林	原 野	そ の 他	合 計	基 金
面積(m ²)	1,220.61	36,682.21	4,147.19	42,050.01	0

財産区名 飯田川町飯塚財産区

- (1) 設置年月日 昭和45年 4月 1日
- (2) 協議員数 8名
- (3) 財産内訳 平成14年度決算

区 分	山 林	原 野	そ の 他	合 計	基 金
面積(m ²)	16,534.00	6,872.00	2,577.93	25,983.93	0

財産区： 市町村の一部地域(住民)が山林、原野等の特定の財産又は公の施設を保有する場合、それを管理するために設けられる特別地方公共団体。法人格を有し、その財産又は公の施設の管理、処分、廃止を行うが、一般的な行政権はもたないため、財産区のある市町村の長、議会がそれぞれ機関として機能するが、知事が必要と認めたときには財産区に議会を設置することができる。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとする。
 - (1) 市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織・機構
 - (2) 市民の声を適切に反映することができる組織・機構
 - (3) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
 - (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - (5) 行政課題や緊急時に即応できる組織・機構
2. 合併時は、3町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。
 - (1) 旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。
 - (2) 旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。
 - (3) 旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。
 - (4) 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「総合窓口センター」を設置する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

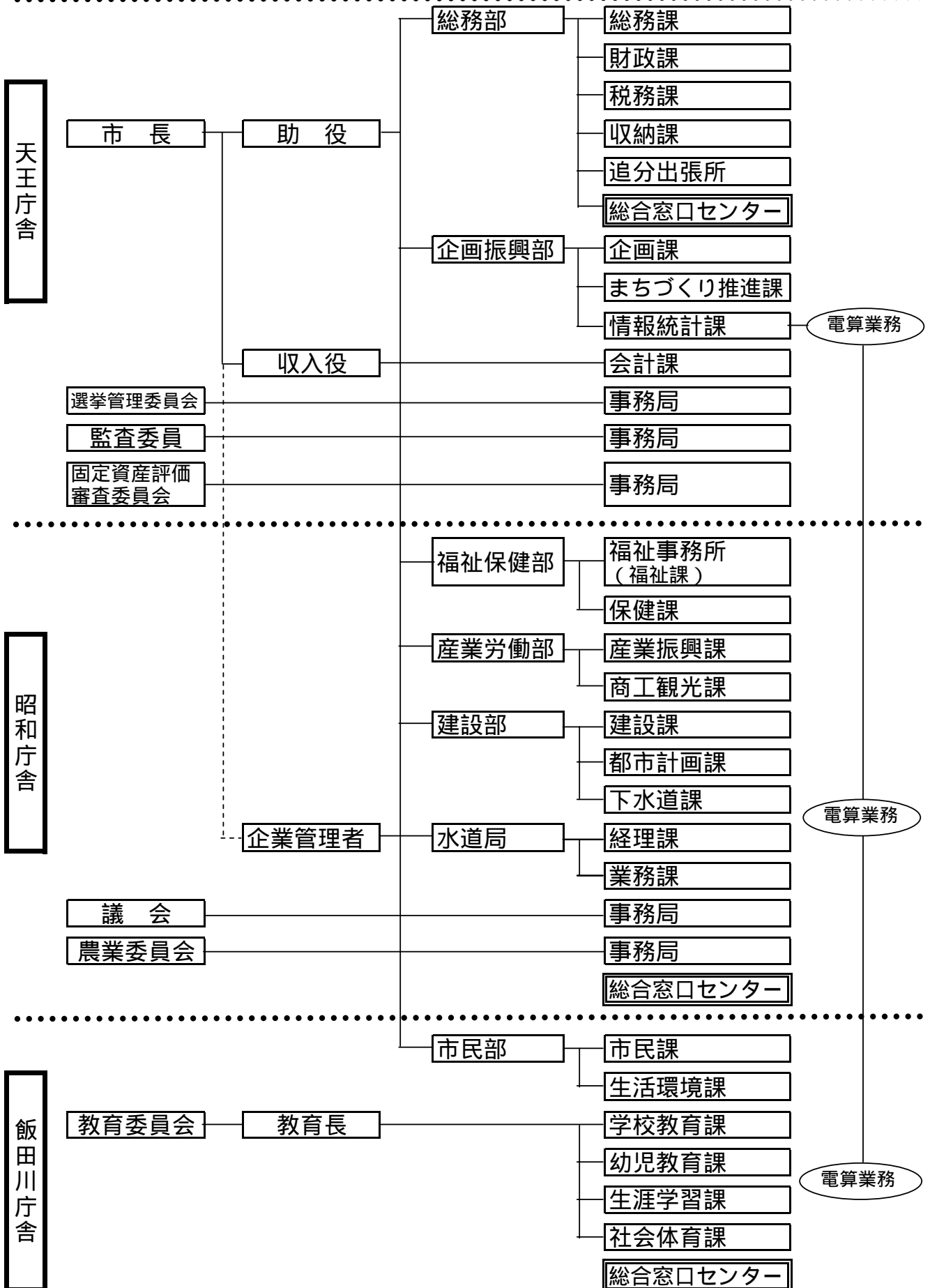
協定項目番号 12

協議事項	事務組織及び機構の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとする。</p> <p>(1) 市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織・機構</p> <p>(2) 市民の声を適切に反映することができる組織・機構</p> <p>(3) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(5) 行政課題や緊急時に即応できる組織・機構</p> <p>2. 合併時は、3町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。</p> <p>(2) 旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。</p> <p>(3) 旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。</p> <p>(4) 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「総合窓口センター」を設置する。</p>	

現況		
天王町	昭和町	飯田川町
<p>町長部局</p> <p>1. 総務課 2. 企画振興課</p> <p>3. 税務課 4. 収納課</p> <p>5. 町民生活課 6. 福祉保健課</p> <p>7. 産業課 8. 建設課</p> <p>9. 下水道課 10. 出納室</p> <p>町長部局 9課1室</p> <p>議会、公営企業、行政委員会</p> <p>1. 議会事務局</p> <p>2. 公営企業水道課</p> <p>3. 教育委員会</p> <p>4. 農業委員会事務局</p> <p>5. 選挙管理委員会事務局</p> <p>6. 監査委員事務局</p> <p>7. 固定資産評価審査委員会事務局</p>	<p>町長部局</p> <p>1. 総務課 2. 企画振興課</p> <p>3. 税務課 4. 町民生活課</p> <p>5. 福祉保健課 6. 産業課</p> <p>7. 都市建設課 8. 出納室</p> <p>町長部局 7課1室</p> <p>議会、公営企業、行政委員会</p> <p>1. 議会事務局</p> <p>2. 公営企業課</p> <p>3. 教育委員会</p> <p>4. 農業委員会事務局</p> <p>5. 選挙管理委員会事務局</p> <p>6. 監査委員事務局</p> <p>7. 固定資産評価審査委員会事務局</p>	<p>町長部局</p> <p>1. 総務課 2. 企画調整課</p> <p>3. 税務課 4. 町民生活課</p> <p>5. 福祉保健課 6. 産業建設課</p> <p>7. 収入役室</p> <p>町長部局 6課1室</p> <p>議会、公営企業、行政委員会</p> <p>1. 議会事務局</p> <p>2. 教育委員会</p> <p>3. 農業委員会事務局</p> <p>4. 選挙管理委員会事務局</p> <p>5. 監査委員事務局</p> <p>6. 固定資産評価審査委員会事務局</p>

新市事務組織機構図

庁舎、部・課の名称等は、現時点の案であり、確定したものではありません。



協議第61号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

各種団体等への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯・実情等を考慮しつつ、新市において調整する。

(1) 3町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。

(2) 各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 16

協議事項	補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
調整内容	各種団体等への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯・実情等を考慮しつつ、新市において調整する。 (1) 3町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。 (2) 各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整する。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 3町に共通する主な補助金 町体育協会補助金 町防犯協会補助金 老人クラブ補助金 老人クラブ連合会補助金 民生児童委員協議会補助金 町社会福祉協議会補助金 交通安全協会補助金 防除対策委員会補助金 商工会補助金 町観光協会補助金 スポーツ少年団育成費補助金	1. 3町に共通する主な補助金 町体育協会補助金 町防犯協会補助金 老人クラブ活動費補助金 老人クラブ連合会補助金 民生児童委員協議会補助金 町社会福祉協議会補助金 交通安全協会昭和支部補助金 航空防除協議会補助金 商工会補助金 町観光協会補助金 スポーツ少年団運営補助金	1. 3町に共通する主な補助金 町体育協会補助金 町防犯協会助成金 老人クラブ補助金 老人クラブ連合会補助金 民生委員活動費助成金 町社会福祉協議会助成金 交通安全協会飯田川支部助成金 航空防除町助成金 商工会育成助成金 町観光協会助成金 スポーツ少年団育成助成金	制度の統一化に向けて調整する。
2. 各町単独の主な補助金 鞍かけ用酒米作付助成金 無形文化財東湖八坂神社統行人事保存委員会補助金	2. 各町単独の主な補助金 石川翁遺跡保存会補助金 新聞さら保存会補助金	2. 各町単独の主な補助金 鷲舞保存会・矢坂太鼓保存会助成金 飯田川鷲舞まつり助成金	事業の実績を踏まえ、新市において調整する。

【参考資料】

関係法令	地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」
------	---

協議第62号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 国民健康保険税の納期については、8期とする。
2. 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
3. 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
4. 保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。
5. 国民健康保険助成事業については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 19

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整内容	1. 国民健康保険税の納期については、8期とする。 2. 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 3. 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。 4. 保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。 5. 国民健康保険助成事業については、合併時まで調整する。	

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
国民健康保険税納期	国民健康保険税納期	国民健康保険税納期	国民健康保険税納期
第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日
第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日
第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日
第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日
第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日
第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ 12月25日
			第7期 1月1日 ~ 1月31日
			第8期 2月1日 ~ 2月28日
基礎課税額(平成15年度課税分)	基礎課税額(平成15年度課税分)	基礎課税額(平成15年度課税分)	合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。
税率	税率	税率	
・所得割(所得の合計額) 11.0%	・所得割(所得の合計額) 8.5%	・所得割(所得の合計額) 7.0%	賦課方式(4方式)は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 40.0%	・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 20.0%	・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 35.0%	
・均等割額(1人当) 26,000円	・均等割額(1人当) 20,500円	・均等割額(1人当) 23,000円	
・平等割額(1世帯当) 35,000円	・平等割額(1世帯当) 35,500円	・平等割額(1世帯当) 30,000円	
課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	
均等割減額 1人について	均等割減額 1人について	均等割減額 1人について	軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。
(7割) 18,200 (5割) 13,000 (2割) 5,200	(7割) 14,350 (5割) 10,250 (2割) 4,100	(7割) 16,100 (5割) 11,500 (2割) 4,600	
世帯別平等割額の減額 1世帯について	世帯別平等割額の減額 1世帯について	世帯別平等割額の減額 1世帯について	
(7割) 24,500 (5割) 17,500 (2割) 7,000	(7割) 24,850 (5割) 17,750 (2割) 7,100	(7割) 21,000 (5割) 15,000 (2割) 6,000	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率 ・所得割(所得の合計額) 1.25% ・資産割 4.9% ・被保険者均等割額(1人当) 6,000円 ・平等割額(1世帯当) 3,400円 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率 ・所得割(所得の合計額) 0.90% ・資産割 5.0% ・被保険者均等割額(1人当) 5,500円 ・平等割額(1世帯当) 3,500円 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率 ・所得割(所得の合計額) 0.80% ・資産割(固定資産税額[土地家屋]) 6.4% ・被保険者均等割額(1人当) 5,000円 ・平等割額(1世帯当) 4,000円 課税限度額 80,000円	合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 賦課方式(4方式)は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
均等割減額 1人について (7割) 4,200 (5割) 3,000 (2割) 1,200 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,380 (5割) 1,700 (2割) 680	均等割減額 1人について (7割) 3,850 (5割) 2,750 (2割) 1,100 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,450 (5割) 1,750 (2割) 700	均等割減額 1人について (7割) 3,500 (5割) 2,500 (2割) 1,000 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,800 (5割) 2,000 (2割) 800	軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	新市において設置する。
保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 (社会福祉協議会で貸付) ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%) (社会福祉協議会で貸付)	保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%)	保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%)	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 合併時までに調整する。 合併時までに調整する。
国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種 (一般会計で実施) ・健康優良家庭報奨事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種 ・優良家庭表彰事業 ・健康優良地区表彰事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 (一般会計で実施) ・高齢者インフルエンザ予防接種 (一般会計で実施) ・優良家庭表彰事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	合併時までに調整する。

平成15年度国民健康保険税関係資料

平成15・4・1日現在

区 分		天王町		昭和町		飯田川町		合 計	
基礎課税額	被保険者数	7,249	人	3,170	人	1,604	人	12,023	人
	課税世帯数	3,560	世帯	1,498	世帯	811	世帯	5,869	世帯
	所得割額	所得の合計額		11.0	%	8.5	%	7.0	%
	資産割額	固定資産税額(土地・家屋)		40.0	%	20.0	%	35.0	%
	均等割額	被保険者1人当たり		26,000	円	20,500	円	23,000	円
	平等割額	1世帯当たり		35,000	円	35,500	円	30,000	円
	1人当たりの保険税額		77,859	円	58,671	円	65,284	円	円
	1世帯当たりの保険税額		158,540	円	124,157	円	129,118	円	円
	賦課限度額		530,000	円	530,000	円	530,000	円	円
	世帯主及びその世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額(土地・家屋)並びに被保険者均等割額及び世帯割額の合計額								
介護納付金課税額	被保険者数	2,547	人	1,073	人	541	人	4,161	人
	課税世帯数	1,834	世帯	780	世帯	408	世帯	3,022	世帯
	所得割額	所得の合計額		1.25	%	0.90	%	0.80	%
	資産割額	固定資産税額(土地・家屋)		4.90	%	5.00	%	6.40	%
	均等割額	被保険者1人当たり		6,000	円	5,500	円	5,000	円
	平等割額	1世帯当たり		3,400	円	3,500	円	4,000	円
	1人当たりの保険税額		14,527	円	11,822	円	13,021	円	円
	1世帯当たりの保険税額		20,175	円	16,262	円	17,265	円	円
賦課限度額		80,000	円	80,000	円	80,000	円	円	
合計	1人当たりの保険税額(基礎+介護)		92,386	円	70,493	円	78,305	円	円
	1世帯当たりの保険税額(基礎+介護)		178,715	円	140,419	円	146,383	円	円

協議第63号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時まで調整する。
2. 介護保険料については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、8期とする。
3. 介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。
4. 低所得者利用者負担対策事業については、合併時まで調整する。
5. 介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 20

協議事項	介護保険事業の取扱い	関係項目
調整内容	1. 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。 2. 介護保険料については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。 納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、8期とする。 3. 介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。 4. 低所得者利用者負担対策事業については、合併時までに調整する。 5. 介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。	

現 況			具体的な調整方法																																				
天王町	昭和町	飯田川町																																					
被保険者の資格管理 天王町が実施	被保険者の資格管理 昭和町が実施	被保険者の資格管理 飯田川町が実施																																					
介護認定審査会の設置 南秋田郡介護認定審査会が実施	介護認定審査会の設置 南秋田郡介護認定審査会が実施	介護認定審査会の設置 南秋田郡介護認定審査会が実施	引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。																																				
保険料の徴収事務 第1号被保険者の料率の決定等 所得段階別定額保険料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>25,800円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>51,600円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>64,500円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>77,400円</td></tr> </tbody> </table> 第3段階が基準保険料	段階	保険料年額	第1段階	25,800円	第2段階	38,700円	第3段階	51,600円	第4段階	64,500円	第5段階	77,400円	保険料の徴収事務 第1号被保険者の料率の決定等 所得段階別定額保険料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>26,520円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>39,780円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>53,040円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>66,300円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>79,560円</td></tr> </tbody> </table> 第3段階が基準保険料	段階	保険料年額	第1段階	26,520円	第2段階	39,780円	第3段階	53,040円	第4段階	66,300円	第5段階	79,560円	保険料の徴収事務 第1号被保険者の料率の決定等 所得段階別定額保険料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>23,976円</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>35,964円</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>47,952円</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>59,940円</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>71,928円</td></tr> </tbody> </table> 第3段階が基準保険料	段階	保険料年額	第1段階	23,976円	第2段階	35,964円	第3段階	47,952円	第4段階	59,940円	第5段階	71,928円	平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
段階	保険料年額																																						
第1段階	25,800円																																						
第2段階	38,700円																																						
第3段階	51,600円																																						
第4段階	64,500円																																						
第5段階	77,400円																																						
段階	保険料年額																																						
第1段階	26,520円																																						
第2段階	39,780円																																						
第3段階	53,040円																																						
第4段階	66,300円																																						
第5段階	79,560円																																						
段階	保険料年額																																						
第1段階	23,976円																																						
第2段階	35,964円																																						
第3段階	47,952円																																						
第4段階	59,940円																																						
第5段階	71,928円																																						
普通徴収納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 6月1日～6月30日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 12月1日～12月25日 第6期 2月1日～2月28日	普通徴収納期 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日	普通徴収納期 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月28日	普通徴収納期 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月28日																																				

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
介護保険事業計画の策定 天王町介護保険事業計画 策定:平成15年 3月	介護保険事業計画の策定 昭和町介護保険事業計画 策定:平成15年 3月	介護保険事業計画の策定 飯田川町介護保険事業計画 策定:平成15年 3月	新市において策定する。
低所得者利用者負担対策事業 (1)法施行時の訪問介護利用者に対する 利用者負担軽減措置事業 (2)障害者ホ - ムヘルプサ - ビス利用者 に対する支援措置事業 (3)社会福祉法人等による生計困難者 に対する介護保険サ - ビスに係る 利用者負担額減免措置事業	低所得者利用者負担対策事業 左記に同じ	低所得者利用者負担対策事業 左記に同じ	合併時まで調整する。
(平成14年度末現在) 介護保険財政安定化基金貸付金 65,634千円 介護保険財政安定化基金拠出金 10,434千円	(平成14年度末現在) 介護保険財政安定化基金貸付金 23,475千円 介護保険財政安定化基金拠出金 7,950千円	(平成14年度末現在) 介護保険財政安定化基金貸付金 6,000千円 介護保険財政安定化基金拠出金 4,302千円	新市に引き継ぐものとする。

協議第64号

自治組織（町内会等）の取扱いについて

自治組織（町内会等）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
2. 会長の身分及び職務並びに連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
3. 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
4. コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。
5. コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 22

協議事項	自治組織(町内会等)の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。 2. 会長の身分及び職務並びに連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 3. 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 4. コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。 5. コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
自治組織	天王地区 11自治会 湖岸地区 7自治会 二田地区 12自治会 出戸地区 9自治会 追分地区 9自治会 合 計 48自治会	中央地区 14町内会 西部地区 5町内会 南部地区 4町内会 豊川地区 15町内会 合 計 38町内会	下虻川地区 13町内会 和田妹川地区 6町内会 金山地区 1町内会 飯塚地区 9町内会 合 計 29町内会	名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
会長の身分	・任意団体の長	・非常勤の職員(特別職)	・任意団体の長	当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
会長の職務	・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	・広報その他文書等の各世帯への配布 ・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	・広報その他文書等の各世帯への配布 ・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	
会長の連合組織		昭和町町内会長連絡協議会 会 員 町内会長 38名 事務局 職員 1名	飯田川町町内会長連絡協議会 会 員 町内会長 29名 事務局 職員 1名	
自治活動に対する助成		・広報配布委託費補助金 世帯数×1,200円 ・町内会活動費補助金 ・納税活動支援費補助金	・町内会育成助成金 世帯数×600円+15,000円	
広報等連絡物の配布	連絡嘱託員 1世帯あたり年間2,000円			

参考資料

自治組織名	天王町		昭和町		飯田川町	
	48自治会		38町内会		29町内会	
天王本郷	てんのうほんごう	駅前	えきまえ	羽立一	はだちいち	
東荒町	ひがしあらまち	元木	もとき	羽立二	はだちに	
神明町	しんめいちょう	宮の前	みやのまえ	羽立三	はだちさん	
本町	ほんちょう	四季の街	しきのまち	神明上	しんめいかみ	
西荒町	にしあらまち	アミダ堂	あみだどう	神明下	しんめいしも	
上荒町	かみあらまち	上町	かみちょう	中町一	なかちょういち	
下町	したまち	中町	なかちょう	中町二	なかちょうに	
下曲町	しもまがりまち	山神	さんじん	土手一	どていち	
東湖町	とうこちょう	下町	しもちょう	土手二	どてに	
上曲町	かみまがりまち	古川	ふるかわ	八ッ口	やつくち	
旭町	あさひまち	川向	かわむかい	旭町	あさひまち	
江川	えがわ	乱橋	みだれはし	寺ノ下	てらのした	
八坂団地	やさかだんち	八丁目	はっちょうめ	岩崎	いわさき	
塩口	しおぐち	佐渡	さど	山根	やまね	
羽立	はだち	新関	にいせき	高田	たかだ	
中羽立	なかはだち	野村	のむら	和田	わだ	
大崎	おおさき	白洲野	しらすの	柳田	やなぎだ	
渋谷	しぶや	蓮沼	はすぬま	矢坂	やさか	
二田一区	ふただいっく	下谷地	したやち	妹川浜	いもかわはま	
二田二区	ふただにく	天神下	てんじんした	金山	かねやま	
二田三区	ふたださんく	大郷守	おおごもり	宮下	みやした	
二田四区	ふただよんく	大清水	おおしみず	新道上	しんどうかみ	
二田駅前	ふただえきまえ	大清水北野	おおしみずきたの	新道下	しんどうしも	
二田栄町	ふたださかえちょう	新薬	しんやく	飯塚上	いいづかかみ	
兎玉	こだま	仁山	にやま	駅前	えきまえ	
二田新町	ふただしんまち	小泉	こいずみ	飯塚下	いいづかしも	
蒲沼	がまぬま	羽白目	はじろめ	飯塚浜上	いいづかはまかみ	
鶴沼台	つるぬまだい	岡井戸	おかいど	飯塚浜下	いいづかはましも	
出戸新町	でとしんまち	船橋	ふなばし	住宅	じゅうたく	
細谷	ほそや	槻木	つきのき			

参考資料

	天王町	昭和町	飯田川町
自治組織名	三軒屋 さんげんや 下出戸 しもでと 上谷地 かみやち 棒沼台ぶどう苑 ぼうぬまだいぶどうえん 棒沼台 ぼうぬまだい 出戸浜 でとはま 上出戸 かみでと 追分西 おいわけにし 追分西上 おいわけにしかみ 追分西緑 おいわけにしみどり 追分西住宅 おいわけにしじゅうたく 上北野 かみきたの 追分 おいわけ 向陽町 こうようちょう 長沼団地 ながぬまだんち 牛坂 べこさか 羽立北野 はだちきたの 塩口北野 しおぐちきたの	荒屋 あらや 荒長根 あらながね 株山 かぶやま 真形 まがた 草生土 くそうど 竜毛 りゅうげ 田屋 たや 山田 やまだ	
自治組織名 同一自治組織名の一覧		中町(なかちょう)	中町一(なかちょういち) 中町二(なかちょうに)
	下町(したまち)	下町(しもちょう)	
		駅前(えきまえ)	駅前(えきまえ)
	旭町(あさひまち)		旭町(あさひまち)
	羽立(はだち)		羽立一(はだちいち) 羽立二(はだちに) 羽立三(はだちさん)
	神明町(しんめいちょう)		神明上(しんめいかみ) 神明下(しんめいしも)

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
コミュニティ協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・中央部コミュニティ協議会 ・西部コミュニティ協議会 ・南部コミュニティ協議会 ・豊川コミュニティ協議会 		区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時まで調整を図る。	
コミュニティ協議会 に対する助成		<ul style="list-style-type: none"> ・活動費に対する助成 12万円×4コミュニティ＝48万円 		当面、現行のとおりとし、新市において調整する。	

協議第65号

その他の福祉事業の取扱いについて

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。
- 2．民生委員推薦会については、新市において設置する。
- 3．行旅困窮者の援助については、合併時に再編する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号24 - 14

協議事項	その他の福祉事業	関係項目	
調整内容	1. 戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。 2. 民生委員推薦会については、新市において設置する。 3. 行旅困窮者の援助については、合併時に再編する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
戦没者追悼式	開催時期 毎年10月 開催場所 天王ことぶき荘	開催時期 8月中旬 開催場所 昭和町農村環境改善センター	開催時期 8月中旬 開催場所 飯田川町公民館	新市において統合し、実施する。
民生委員推薦会	民生委員推薦会 委員数 14名 任 期 3年間 委 嘱 町 長	民生委員推薦会 委員数 14名 任 期 3年間 委 嘱 町 長	民生委員推薦会 委員数 7名 任 期 3年間 委 嘱 町 長	新市において設置する。
行旅困窮者の援助	(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の 取扱い事務 (事務手順) 行旅人 行旅病人 医療費の貸与 行旅死亡人 死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の 容貌、特徴、慰留物件等を記録したうえで 死体を火葬する。	(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の 取扱い事務 (事務手順) 行旅人 行旅病人 左記に同じ 行旅死亡人 左記に同じ	(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の 取扱い事務 (事務手順) 行旅人 事情、生活状況、経路を調査し困窮している 状況であると判明された場合、隣町までの 交通費300円を支給している。 行旅病人 左記に同じ 行旅死亡人 左記に同じ	合併時に再編する。 行旅人 交通費と食糧費で 700円支給する。 行旅病人 現行のとおり 行旅死亡人 現行のとおり

地域審議会等について(住民自治の確保に係る制度の概要)

合併に際し設置する場合の特例

一般制度で合併に関係なく設置可

	地域審議会	地域自治区(今国会審議中)	合併特例区(今国会審議中)
型	合併特例型	合併特例型 一般型	合併特例型
根拠法令	・現行合併特例法第5条の4	現行合併特例法・新合併特例法(合併に際し設置する場合の特例を措置) 地方自治法	現行合併特例法 新合併特例法
構成要件	審議会のみ	協議会、(区長)、事務所	協議会、区長、事務所
行政区としての法人格	-	なし	あり(特別地方公共団体)
行政区としての機能や事務	-	市の事務を分掌 【総合支所的性格】	公の施設の設置・管理を除き、法令で市が行うこととされている事務等は処理できない。したがって、想定される例は、 ・地域密着型の公の施設の設置・管理 ・保育園等の児童福祉施設の運営 ・経費老人ホームや老人福祉センターの運営 ・公衆便所や駐輪場の設置・運営 ・地域振興イベントの開催など
設置期間	協議で定める期間(新市建設計画の期間が通例)	協議で定める期間(旧市町村単位で処理することが効果的な一定の期間) 期間限定なし	5年以内
協議会・審議会	名称 地域審議会 構成員:特に制限なし 任期:特に制限なし 権限等: 区域に関係するもので市長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる	名称 地域協議会 構成員:区域内に住所を有する者のうちから市長が選任 任期:4年以内 権限等: ・区に関係するもので市長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる 報酬:無報酬とすることができる。	名称 合併特例区協議会 構成員:区域内に住所を有する者で市議会議員の被選挙権を有する者のうちから規約等で定める方法により市長が選任 任期:2年以内 権限等: ・区に関係するもので市長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる ・区の予算、合併特例区規則、市長との規約変更協議等についての同意、決算の認定等 報酬:無報酬とすることができる。
区長	-	区の事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる 区長は地域行政運営に優れた識見を有する者のうちから市長が選任(任期は2年以内) 区長は置くことはできない	・区長(特別職)を置く ・区長は市長の被選挙権を有する者のうちから市長が選任(任期は2年以内) ・区長は助役、支所長、出張所長との兼務可
区長の権限	-	担任する事務の処理	・区を代表し、事務(予算作成・執行、会計、決算等)を総理 ・合併特例区規則の制定権
行政区の予算等	-	市の予算	・区の予算(区長が作成し、合併特例区協議会の同意、市長の承認が必要) ・財源は市からの移転財源等 ・課税権、地方債発行権はなし
住居表示	-	住居表示は区の名を冠する(設置期間満了後に一般型に移行する場合も同様) 規定なし	住居表示は区の名を冠する(合併特例区期間満了後に一般型の地域自治区に移行する場合も同様)
設置手続等	合併日前日までに協議(議決必要) 上記の協議は合併申請後でも可 合併日以後であれば設置日の制限はない 旧市町村単位に設置(一部の旧市町村のみも可)	改正法施行後から合併日前日までに協議(議決必要) 上記の協議は合併申請後でも可 合併日から平成18年3月31日までに設置日を設定 旧市町村単位に設置(一部の旧市町村のみも可) 条例により設置 市の全域を対象に区域を分けて設置	・改正法施行後から合併日前日までに協議(議決必要)、知事の認可 ・上記の協議、認可は合併申請後でも可 ・合併日から平成18年3月31日までに設置日を設定 ・旧市町村単位に設置(一部の旧市町村のみも可)

参考資料

地域審議会の設置に関する協議（例）

（趣旨）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、地域住民の意見を市政に反映させ、新市における各地域の振興及び均衡ある発展等を図るため、次のとおり地域審議会を置く。

名 称	設置の区域
天王地区地域審議会	合併前の天王町の区域
昭和地区地域審議会	合併前の昭和町の区域
飯田川地区地域審議会	合併前の飯田川町の区域

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の進捗状況に関する事項
- （3）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員 人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験者

（任期）

第5条 委員の任期は、年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長からの要請を受け会長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを市長に通知し、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（庶務）

第8条 地域審議会の庶務は、 において処理する。

（雑則）

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

平成16年 月 日

天王町長 石川光男
昭和町長 千田鐵太郎
飯田川町長 小玉久男

次回開催日について

第15回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 6月22日(火) 午後2時～

開催場所 飯田川町公民館

第16回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 7月13日(火) 午後2時～

開催場所 昭和町農村環境改善センター